

令和3年11月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和3年11月16日 開会

令和3年11月16日 閉会

国見町農業委員会

令和3年11月
国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
6番	斎藤紀次君	7番	八島富一君
8番	佐藤浩信君	10番	井砂秀明君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

小坂・泉田地区担当 黒田武君
貝田・光明寺地区担当 吉田和男君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	実沢隆之君
農業委員会事務局係長	野村康宏君
農業委員会事務局係員	横山彰君

1. 議事日程

議事日程

令和3年11月16日（火曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者
- 4 会務報告

5 提出議案等

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地利用意向調査について

6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

午後1時30分開会

1 会長挨拶

○事務局 初めに、会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行につきましては、会長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） 議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 5番、佐久間久子委員、7番、八島富一委員にお願いいたします。

3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きまして、欠席者の報告ですが、今総会においては、欠席者はおりません。

4 会務報告

○会長（渋谷福重君） 続きまして、会務報告に移ります。

事務局、お願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） はい。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） 次に進みます。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 説明が終わりました。

出席の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんからご質疑ございませんか。

○会長（渋谷福重君） ごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（2件）について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

では、受付番号37番、38番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、吉田和男推進委員より説明をお願いいたします。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（吉田和男君） 11月11日午前中に事務局2名と現地調査を

しました。いずれも何ら問題ないと確認しましたので、よろしくご審議のほどをお願いします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、ご質疑ございませんか。

8番、佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 受付番号37番の譲渡人である渋谷愛子さんについては89歳という年齢ですが、身内の方か誰かが一緒に申請する判断したのでしょうか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 8番、佐藤委員からの質問でございますが、許可申請の進めるとしては、間に司法書士を入れております。また、司法書士に申請手続きの依頼をしたのは譲渡人の弟でございます。申請関係は、間に司法書士等も入れた上で、申請手続きを取られております。

○8番（佐藤浩信君） はい、分かりました。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 全員挙手であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

では、受付番号10番の案件について、現地調査の結果を小坂・泉田地区担当、黒田武推進委員より説明をお願いいたします。

○小坂・泉田地区担当推進委員（黒田 武君） 11月12日の午後に、事務局2名と赤坂農業委

員、私の4名で現地を確認にまいりました。事務局説明どおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号について原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 全員挙手であります。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（個人による貸借の申出1件、農地中間管理機構の転貸の案件2件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様のご質疑ございませんか。

ございませんか。

6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） 使用貸借を解約する場合には、手続きが必要なのか、そのまま自由に解約できるのか、教えてもらいたい。

○事務局 6番、斎藤委員からの質問にお答えします。

使用貸借の解約についてでございますが、農地を所有者に返す場合には返還届という返還の

書類を、農業委員会に出していただく形となっております。

○6番（斎藤紀次君） 賃借の解約のケースはどうか。

○事務局

賃借の場合には、農地法第18条第6項の規定により、解約の通知を受け取ったら、直近の農業委員会の総会で報告させていただいています。使用賃借は民法上の規定になりますので、農地法で記載されていませんが、返還届ということで解約する場合は書類のほうを提出していただいております。

○6番（斎藤紀次君） それは、中間管理機構でも同じですか。

○事務局 同じです。

○6番（斎藤紀次君） 分かりました。

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農地利用意向調査について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第4号 農地利用意向調査についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第4号 農地利用意向調査について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、ご質疑ございませんか。

3番、佐藤委員。

○3番（佐藤 武君） 昨年話になりますが、利用意向調査を受けとった方から聞かれたこ

とがありまして、農地中間管理機構という名前が入っているんですが、これって何って聞かれました。ですので、農地中間管理機構の内容が分かるようなものも添えて、発送していただければといいかなと思います。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 3番の佐藤委員からもご指摘ございますとおり、確かに農地中間管理機構を知らない方のほうが多いと思いますので、パンフレット等を一緒に今年度同封して、皆様に調査書のほうを送付させていただきたいと思います。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） ほかにないようですので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号について、事務局案のとおり、農地利用意向調査を実施することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号については事務局案のとおり実施することに決定いたします。

議事についてはこれで終了といたします。

6 その他

（1）次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） 続いて、その他の件に移ります。

続いて、（1）次回以降の総会日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 【次回以降の総会日程について説明】

○会長（渋谷福重君） 19日という意見ですので、1月は19日といたします。

時間はいつもどおりでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） それでは、最後に、出席農業委員、また、農地利用最適化推進委員の皆様から、何かありましたらお願いいたします。

事務局。

○事務局 事務局から、1点報告事項がありますので、報告させていただきます。

会務報告でも報告しましたように、11月5日に農地利用最適化推進委員の打合せ会を実施しておりますが、内容としましては、先月の総会に事務局よりお話しした総会への農地利用最適化推進委員の毎月の出席についてということで、農地利用最適化推進委員の皆様からの意見を聞くために、農地利用最適化推進委員の皆様だけに集まっていただきまして、意見を聞く場を設けさせていただきました。

打合せ会では、打合せ会を開催するに至った経過や農業委員及び農地利用最適化推進委員制の導入当時の役割分担や、現在の状況等説明しまして、意見募りましたところ、結論から言いますと、農地利用最適化推進委員の皆様は今までどおりでいいという意見が多かったと思います。少数の意見としましては、例えば改選の時期に運営方法変えるのは理解できるが、中途半端な時期ではないかななどの意見が出ました。

しかし、農地利用最適化推進委員の皆様からは、総会に出席しないと議案の中身などが分からないというご意見も多く、資料を送ってもらえないかという意見が出ました。担当地区ではどういう土地の動きあるのかというのが、利用権の場合に中々分からないという意見がありましたので、事務局で対応できる部分なので、農地利用最適化推進委員の皆様は今後、毎月の総会が終わりましたら、総会資料を送るような形を取りたいと思います。

あと、総会の場で、正直なところ、質問とか、分かんないことあっても質問しづらい雰囲気だということも言われまして、今回の総会からは、農業委員の皆様だけではなく、農地利用最適化推進委員の皆様からも質問を受け付ける形になりました。事務局で変えられるところは変えていくということでございます。

本日の総会が始まる前に事前に会長にお話はさせていただいておりますので、農地利用最適化推進委員全員出席にするかどうかというのは、次期改選の時期に合わせて、改めて議論したほうがいいというところで話としてはまとまりましたので、総会への出席については、農地利用最適化推進委員は今までどおり、ただ、資料の送付はするという形の対応を取らせていただきたいと事務局では考えてございますので、一応簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○会長（渋谷福重君） 今説明あったとおりとなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかはございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 何もなければ、これで本総会を閉じます。

ありがとうございました。

午後 2 時 3 2 分閉会